

平成 28 年度長崎県予算編成方針（ポイント）

予算編成の背景

1 平成 28 年度の国の予算の動向

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」で示された「経済・財政再生計画」のもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む一方で、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、予算を重点化。

また、厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するため、ICT の徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる行財政サービス改革を推進。

地方財政については、必要な地方の一般財源の総額について、平成 30 年度まで平成 27 年度と同水準を確保するとしている一方で、リーマンショック後の歳入・歳出両面の特別措置について、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくことなどとされており、今後の地方財政対策を含めた国の予算の動向に注視していく必要。

2 本県の財政状況と平成 28 年度以降の収支見通し

本県財政は、県税等の自主財源に乏しく、脆弱な財政構造であり、総人件費の抑制をはじめとする行財政改革を進め、様々な収支改善を行うとともに、施策の実施にあたっては、国庫支出金、地方交付税措置のある県債を有効に活用し、事業を重点化しながら財政運営を実施。

近年、社会保障関係費の増嵩や地方交付税の抑制等により、財源調整のための基金は、4 年連続の取崩しを余儀なくされており、基金残高は平成 26 年度末で 294 億円と、ピーク時である平成 14 年度の半分以下に減少している状況。

加えて、先に公表した中期財政見通し（平成 28～32 年度）においても、引き続き財政運営は厳しく、特に平成 28 年度、平成 29 年度は、苦しい予算編成を強いられる見込み。

税収や地方交付税の伸び率が小さく、普通建設事業費を一定規模維持している本県の財政構造が、基金減少の主な要因。

そのため、事務事業の外部化や ICT の活用による省力化の取組を一層推進するとともに、税収確保につながる経済活性化策や交付税確保のための国への要望、

普通建設事業に係る国予算の確保と県単独事業の選択と集中などに力を注いでいく必要。

平成28年度当初予算の基本的姿勢

平成28年度が初年度となる「長崎県総合計画」(仮称)に掲げる目標の実現に向け、積極的に施策を推進するとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、力強い施策の展開を図る。

行財政改革を推進するための予算編成にあたっての留意事項

行政課題の複雑・多様化が一層進み、人口減少社会に対応するための地域間競争が激しくなる中、次期総合計画や総合戦略の実現に向けて、限られた財源や人材をこれまで以上に有効活用する必要。

「さらなる収支改善対策」の収支改善目標額は、あらゆる工夫や手法を検討し、その対策の拡充に積極的に取り組む。

- 1 事業の選択と集中
- 2 基礎自治体の重視
- 3 内部管理の一層の適正化
- 4 ファシリティマネジメントの推進
- 5 歳入の確保
- 6 その他

平成28年度予算要求枠の設定

1 各部局へ枠配分する経費

(1) 枠配分経費

人件費・扶助費等の義務的経費などを除く、前年度枠内経費の一定割合を枠として配分し、各部局の予算編成方針に基づき、枠の範囲内で要求。

【枠配分予定額】

枠配分経費を「経常的経費」と「政策的経費」に区分

経常的経費

- ・ 単独維持補修 97%以内
- ・ 非常勤嘱託等経費 前年度同額
- ・ 固定的経費(指定管理者負担金及び共通事務費を除く)

[特定事業] 97%以内

[特定事業以外] 95%以内

・その他経費	95%以内
政策的経費	60%以内
(2) 枠内普通建設単独事業	90%以内
(3) 公共事業費(継足補助含む)	103%以内

2 総合計画特別枠

原則として、総合戦略を推進する事業。

- ・先駆性を有し、本県の課題解決に繋がるものに限定
- ・1事業あたり5千万以上(目安)のソフト事業を対象
- ・枠総額 概ね6億円程度
- ・各部局1件程度
- ・新規事業又は拡充事業に限定

3 総合計画推進枠

政策的経費30%削減額 $\times 0.9$

- ・地方創生新型交付金を活用する場合は上記の2倍の要求可
- ・新規事業又は拡充事業に限定

地方創生の深化のための新型交付金
交付金を最大限活用できるよう施策構築を図る

- ・先駆性のある取組
- ・既存事業の隘路を発見し、打開する取組
- ・先駆的・優良事例の横展開

その他の留意事項

平成28年度当初予算要求状況について、要求期限後に公表を行うこととしているので留意願いたいこと。

H28 予算要求ガイドラインのイメージ

政策的経費の 10%削減分を活用
交付金を活用することで総額 **6億円程度**

総合計画特別枠

+

政策的経費の 30%削減額 × 0.9を活用
交付金を活用することで総額 **19億円程度**

総合計画推進枠
(政策的経費削減額
30% × 0.9)

+

大幅なシーリング強化による
根こそぎ見直し
新型交付金を活用した新規
拡充事業の大胆な施策構築

除外経費	財源捻出額 14億円 40%	+ 3%				
	枠内・政策的経費	公共事業費 (ダム・新幹線 除く)	10%	3%	5%	
			枠内普通 建設単独 事業	単独維持 補修費	固定的 経費 (特定 事業)	固定的 経費(特 定事業等 除く)
			その他枠内経費			
地方創生先行型 (H26補正)						

平成 28 年度長崎県予算編成方針

予算編成の背景

1 平成 28 年度の国の予算の動向

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」を定め、経済再生と財政健全化の好循環を目指す「経済・財政再生計画」(2016 年度～2020 年度)の下、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革の三本柱の改革を推進することとし、平成 28 年度の予算については、「経済・財政再生計画」の初年度の予算であり、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとしたうえで、予算の重点化を進めるため、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けることとされたところである。

また、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」を策定し、国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するため、ICT の徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の必要性が示されたところである。

このような中、地方財政については、国の取組みと基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成 30 年度まで平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている一方で、経済再生の進展をふまえて、別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出両面の特別措置について、危機対応モードから平時モードへの切替を進めていくことなどとされており、今後の地方財政対策を含めた国の予算の動向に注視していく必要がある。

2 本県の財政状況と平成 28 年度以降の収支見通し

本県財政は、県税等の自主財源に乏しく、脆弱な財政構造であるため、総人件費の抑制をはじめとする行財政改革を進め、様々な収支改善を行うとともに、施策の実施にあたっては、国庫支出金や地方交付税措置のある県債を有効に活用し、選択と集中による事業を重点化しながら財政運営を行ってきた。

現在も、「新」行財政改革プラン等に基づく行財政改革に取り組んでいるが、近年、後期高齢者医療、介護保険などの社会保障関係費の増嵩や地方交付税の抑制等が続き、財源不足が生じる厳しい財政状況が続いている。

この結果、財源調整のための基金は、4 年連続の取崩しを余儀なくされており、基金残高は平成 26 年度末で 294 億円と、ピーク時である平成 14 年度の半分以下に減少している状況にある。

加えて、先に公表した今後 5 年間の中期財政見通し(平成 28～32 年度)においても、今年度から取り組んでいる「さらなる収支改善対策」により、財源調整のための基金枯渇という危機的な状況は回避される見通しであるが、引き続き、基金を取り崩しながらの財政運営を余儀なくされ、特に、平成 28 年度、平成 29 年度は苦しい予算編成が

強いられる見込みである。

本県の財政構造を、他県との比較で分析すると、税収や地方交付税の伸び率が小さく、他県では大幅な縮減が進められている県単独普通建設事業については、一定規模を維持している構造が、基金取崩しの主な要因となっている。

そのため、新たな行財政改革プランにおいては、事務事業の外部化やICTの活用による省力化の取組をこれまで以上に進めるとともに、税収確保につながる経済活性化策や地方交付税確保のための国への要望、普通建設事業に係る国予算の確保と県単独事業の選択と集中などに力を注いでいく必要がある。

〔参考〕平成26年度決算見込み

主な歳入の状況

	歳入構成比
・ 県 税	14.7%
・ 地方交付税	31.6%
(臨時財政対策債含む)	37.6%
・ 国庫支出金	16.1%
・ 県 債	13.3%

県民1人当たり県税(普通会計)

・ 本 県 83,823円(全国平均130,874円 46位)

歳出のうち義務的経費の構成比(普通会計)

・ 本 県 48.1%(全国平均44.0% 16位)

平成26年度末県債残高

・ 1兆2,184億円 全国平均、順位は平成25年度

平成28年度当初予算の基本的姿勢

平成28年度は、以上の状況を踏まえ、次の事項を基本として編成するので、予算編成に当たっては十分留意願いたい。

「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」の実現を目指して策定を進めている新たな総合計画(「長崎県総合計画(仮称)」)は、平成28年度が初年度となることから、同計画に掲げる目標の実現に向け、積極的に施策を推進するとともに、地方創生の推進に向けて取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本県ならではの力強い施策の展開を図る。

なお、要求に当たっては、社会情勢や県政を取り巻く環境変化を敏感にとらえ、顕在化する様々な地域課題の把握に努めるとともに、本県の構造的な課題と正面から向き合うことにより、それら課題の解決を図り、県民に具体的な成果を示せるよう、積極的な施策の構築を図られたい。

切れ目のない行財政改革を推進するための予算編成にあたって の留意事項

本県では、これまで、事業量や業務量に対応した必要な財源・人員の確保を図りながら、安定的な行財政運営を目指し、様々な取組を進めてきたところであるが、行政課題の複雑・多様化が一層進み、全国的な人口減少に対応するための地域間競争が激しくなる中、次期長崎県総合計画や「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けて、これまで以上に、限られた財源や人材を有効に活用すること。

また、先に策定した中期財政見通しでは、「さらなる収支改善対策」の着実な実施を前提としたうえで、苦しい予算編成を強いられる見通しであるため、収支改善目標額については、あらゆる工夫や手法を検討し、未利用地の売却や有効活用、内部管理経費の削減などの対策の拡充に積極的に取り組むこと。

以上の基本的な考え方を踏まえ、具体的には次に掲げる事項に特に留意すること。

1 事務の選択と集中

(1) 既存事業の見直し

財源・配置人員に上限があることを認識したうえで、事業のスクラップアンドビルドを徹底すること。

また、スクラップアンドビルドは、次期総合計画の事業群における当該事業の位置づけを踏まえ、他の事業との優先順位や貢献度を勘案して行うこと。

既存事業については、政策評価の結果などに基づき、必要性、事業効果等についてゼロベースから厳しく見直し、既にその役割を終えたと思われる事業については廃止するとともに、時限的事业で平成27年度に期限の到来した事業については、終了すること。

新たな事業は、部局内での事業の優先順位を付けた上で、原則として既存事業の見直しの範囲内で行うこと。

終期設定がない事業については、定期的な見直しの観点から、原則として終期を設定すること。

(2) 政策評価の有効活用等

政策選択のための重要な手段として政策評価制度を更に有効に活用し、県民に対する行政の説明責任の徹底と県民の視点に立った成果重視の行政への転換を図り、県民本位の効率的で質の高い行政を推進する必要がある。

特に、県民に対し、どのような成果をもたらすことができたのかという視点に立って、施策や事業の検証を行い、その結果を県民に示すとともに、検証結果や県民からの意見（次期総合計画策定に向けた県民アンケートの結果を含む。）、定期監査及び予算決算委員会における指摘等に基づいて、施策や事業の改善・見直しを行い予算に反映させること。

(3) 県単独事業の見直し

県単独事業については、全ての事業について、新たな基金や有利な国の制度、外郭団体や民間団体の各種助成制度への振替等を検討すること。

その際、活用できる制度に合わせて事業を再構築するなど、あらゆる工夫や手法を検討したうえで判断すること。

特に、普通建設事業は、他県が縮減を進めているなか、一定規模維持している状況を踏まえ、徹底的に検討すること。

なお、やむを得ず県単独で実施する場合には、県負担額の縮減に可能な限り取り組むこと。

(4) 県単独補助事業の見直し

県単独補助負担金・交付金については、地方自治法に規定する補助の原則である「本県の公益上必要なものか」を見極めたうえで、社会情勢の変化等をふまえ、県の関与の必要性、支援方法の妥当性、費用対効果等について改めて検証し、積極的な見直しを行うこと。

また、見直しにあたっては、平成26年度に整理した「県単独補助金等見直し検討の視点」も踏まえ、廃止も含めゼロベースで検討を行うとともに、存続する場合も、政策的に誘導すべき特定の目的に対して補助効果が最も発揮されるよう、特に次の点に十分留意しながら重点化・効率化等を見直しを図ること。

奨励的な目的が薄れたもの、補助効果が乏しいものなど存続する意義が失われたものは廃止・縮小すること。

事務手続を簡素化し、補助事業者の自主性を尊重する観点から、同一目的あるいは類似の補助金は統合メニュー化すること。

市町に対する県単独事業補助金についても徹底した見直しを行い、なお存続させる場合、交付金化など市町が使いやすいような工夫を行うこと。

国庫補助の継足補助金については、県の財政関与の必要性、支援方法の妥当性等を十分検討し、より生産性や所得の向上などに直接つながる事業に重点化すること。

各種団体に対する補助金について、定額補助金も含め、対象経費の明確化を図るとともに、運営費補助については、団体の自立に向けての意識改革を促し、漸減方式の導入を検討すること。

原則として、1件100万円未満の零細補助金については、廃止を含め見直しを行うこと。

特に、地区別に組織されている複数の団体等に対して定例的に支出するような定額補助金やこれに類する少額補助金などは、その効果を十分検証し、見直しを図ること。

(5) 貸付金の見直し

貸付金の予算額については、貸付実績を検証のうえ、それに見合うものとする。

また、県の財政的関与の必要性、貸付効果、金融機関との融資比率等について検証を行い、金融情勢や経済情勢等の変化を踏まえ、目的を達したものや効果の薄いものなどは、廃止・縮小を検討すること。

なお、三セク等県関係機関に対する一時貸付金（短期貸付）を実施する場合、財務処理の適正化の観点から、原則一会計年度内に償還が実施されること。

(6) 委託事業について(外部委託の推進等)

企画・立案など、県本来の機能と考えられる部門は強化する一方で、「多様な行政事務の外部化」「包括的民間委託等の推進」を基本として、これまでの外部化の成果と問題点を検証したうえで、窓口業務など専門性は高いが定型的な業務を含め、民間活力を活用した方がより効果的・効率的な業務は外部への委託を一層推進すること。

なお、県が自ら実施する場合と比較し、効率性、有益性等が真に高いものであるか十分検証し、非効率となっているものは、廃止を含め抜本的な見直しを検討すること。

また、類似の事業において委託事業と補助事業が併存する場合には、県の直接事業として委託事業と位置付けるべきか、公益上の必要を認めた補助事業と位置付けるべきか矛盾のないよう見直しを検討すること。

2 基礎自治体の重視

(1) 国及び市町事業との調整

国庫補助事業と類似の事業については、補助事業の活用を図り、事業対象、補助率等について再検討すること。

市町村合併により、新市町の規模や権限、行財政基盤が拡大・強化したことを踏まえ、県と市町の適切な役割分担のもと、市町の真の自立と自主性の発揮につながるよう、本来市町で行うべき事業、市町で実施した方が効果が上がると思われる事業等については、市町事業とし、旧来の考え方を単に踏襲することなく積極的な見直しを行うこと。

地域における課題解決や地域の活性化を図るため、スクラムミーティングを活用するなど市町と県で意見交換等を積極的に実施し、政策面での連携強化をこれまで以上に図るとともに、効率的な事業構築の観点から産業・経済圏が重複する隣接県との連携強化を検討すること。

市町等に新たな財政負担が生じる場合など、他の団体と調整を要する事業については、事前に十分検討してその実施に支障のないよう努めること。

特に、補助事業等に係る制度創設、変更等については、市町に対して可能な限り早期の情報提供・協議を行うよう徹底すること。

3 内部管理の一層の適正化

(1) 事務費の措置

不適切な物品調達問題に係る再発防止策の徹底を図るとともに、再発防止策を踏まえた予算とすること。

なお、それぞれの課・室の運営費を他所属に頼らずに自立した運営ができるよう事務費予算について一定の基準を設けるとともに、事務費の節減努力による加算枠を設けるので、予算要求に当たり留意すること。

(2) 複数年契約の検討

OA機器賃貸借契約、コピー機に関する複写サービス、庁舎の清掃・警備委託等の複数年契約については、引き続き実施・検討し、手続きの簡素化や契約額の抑制など

によるコスト削減に取り組まれないこと。

また、リースによる場合と購入する場合との経費面での比較検討を実施し、コスト低減につながる契約方法の検討を行うこと。

(3) 環境方針への配慮

深刻化する地球温暖化等の環境対策の一環として、環境物品等調達方針を尊重し、グリーン購入の推進、ICTを活用したペーパーレス化の推進等について予算要求段階から配慮すること。

(4) 公用車の更新

公用車の更新に係る予算要求に当たっては、当該公用車の稼働状況を確認するとともに、稼働率が低い公用車については、その存廃も含めて十分な検討を行うこと。

また、併せて、所属に配車されている全自動車の運行状況及び必要性についても検証を行うこと。

組織の改廃その他の見直しに伴い、自動車の余剰が発生した場合などにあっては、その所管替え等により対応するものであること。

職員運転用の公用車の購入については、原則として排気量1,600CC以下とすること。

4 ファシリティマネジメントの推進

公共施設等については、現在、策定に向けて検討が進められている「長崎県公共施設等総合管理基本方針」(案)に沿って、資産の長寿命化や総量適正化、有効活用を図ること。

(1) 施設整備等

施設・設備の整備(新設、増設、改築等)については、県民サービスの向上及び安全性の確保等の見地から、緊急性の高いものから採択することとするが、その規模、内容等は将来の財政負担も十分考慮し、必要最小限のものとする。

また、これまで整備してきた施設・設備については、今後、更新の時期を迎えていくことになるため、維持補修による延命化や計画的な整備によりトータルコストの縮減及び事業費の平準化を図っていくことを積極的に検討すること。

5 歳入の確保

(1) 自主財源の確保

未利用資産の売却促進や有効活用などについて引き続き取り組むとともに、県の広報媒体を活用した広告収入など、様々な工夫や手法を用いた新たな自主財源の確保対策について積極的に検討すること。

(2) 使用料・手数料の適正化

受益者負担の原則に立ち、別途通知する改定方針に従って適切な改定を実施すること。

6 その他

(1) 契約方法の見直し

契約方法については、「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議」（平成24年2月定例県議会）を踏まえ、透明性・公平性の確保を図るとともに、競争性の発揮により経費の節減を図るよう徹底した見直しに取り組むこと。

特に、委託契約については、業務の特殊性等から随意契約としている例が多く見受けられるが、随意契約の理由、妥当性を十分検証すること。

また、契約方法についても、費用面・効果面等からどのような方法が最も適当か検証を行うとともに、予定価格の基礎となる予算要求時の見積もりについても適正かどうかの確認を十分行うこと。随意契約のうち、プロポーザル・コンペ方式を採用する場合、総合評価方式への移行を検討すること。

さらに、委任契約における「請負」と「委任」の区分が明確となっていないとの指摘もあることから、どちらの方法が業務の目的などから適正かどうかの確認を十分行うこと。

(2) NPO等との協働の推進

NPO等との更なる協働を促進することとし、事業の企画段階からNPO等が参画する仕組み（県民協働課所管）を積極的に活用するなど協働事業分野の拡大を進めるとともに、事業の一部にボランティア活動を取り入れることなどについても十分検討すること。

(3) 県有施設の管理運営

公の施設の管理について、指定管理者制度導入済みの施設の実績を検証するとともに、県の負担額については、債務負担行為の範囲内で、真に必要な経費を精査し、極力抑制を図ること。

なお、現在、県が直営で管理している施設についても、引き続き導入について検討を行うこと。

県有施設については、利用方法の改善によって良質なサービスの提供に努めるとともに、その管理運営方法については、直営と外部委託の場合における効率性、費用対効果、サービス水準等を総合的に比較し、外部への委託を検討すること。

また、目的に応じた効用が発揮されているかどうかを評価し、県有施設としての存続又は移管を含めた在り方を検討すること。

各種設備の保守管理委託について、契約のあり方、委託料の見直しを行うこと。

(4) 県出資団体等の見直し

県出資団体等に対する出資、補助、貸付又は事業の委託等については、当該団体の業務内容及び経営状況等を十分勘案し、公共性や公益性の観点から、その必要性を精査した上で最小限のものに限定し、可能な限り自立した組織づくりを進めていくこと。

また、業務量の減少などの情勢の変化が見受けられる団体については、そうした状況を踏まえて更なる見直しを検討すること。特に、累積欠損金を抱えるなど経営上問

題点を有する団体については、抜本的な対策の検討を行うこと。

(5) 組織改正・人員配置

組織の改廃、人員配置の変更等については、県民サービスの維持・向上に努めつつ、事業の見直しや外部化・IT化の推進による事務の効率化を積極的に進めることとし、新行政推進室と十分協議してその了解を得ること。

予算要求枠の設定

平成28年度予算要求額は年間所要額とし、次の予算要求枠を設ける。

また、国庫補助負担金や地方債については、「その他の留意事項」を参考にするとともに、その他の特定財源の充当についても、原則として平成27年度当初予算におけるルールの範囲内とすること。

1 各部局へ枠配分する経費

(1) 枠配分経費

人件費・扶助費等の義務的経費などを除く、前年度枠内経費の一定割合を枠として配分し、各部局の予算編成方針に基づき、枠の範囲内で要求。

【枠配分予定額】

枠配分経費を「経常的経費」と「政策的経費」に区分

経常的経費

- ・単独維持補修 97%以内
- ・非常勤嘱託等経費 前年度同額
- ・固定的経費（指定管理者負担金・共通事務費を除く）
 - [特定事業] 97%以内
 - [特定事業以外] 95%以内
- ・その他経費 95%以内

政策的経費 60%以内

単独維持補修事業については、長期的な維持補修計画・方針を策定するとともに、トータルコストの縮減及び平準化を図ること。

業務の廃止・縮減等による人件費（教職員・警察官除く）の見直し、制度等の見直しによる除外経費の減額、発注方法の見直しなどによる事務費の節減等については、別途協議のうえ、当該経費相当額を追加配分。

（人件費見直しについては、新行政推進室を含めて協議）

但し、さらなる収支改善対策に係る見直し分は対象外とする。

- (2) 枠内普通建設単独事業 90%以内

対象：県負担額かつ一般財源。27年度当初予算をベース。

事業主体を県から合併新市町に移行し、合併特例債を活用することにより、県・市町ともに実負担を縮減できる事業は、別途協議のうえ、上記の事業費に加算できる。

(3) 公共事業費（継足補助含む） 103%以内

対象：県負担額かつ一般財源。27年度当初予算又は国内示のいずれか低い方をベース。

2 総合計画特別枠

原則として、総合戦略を推進する事業。

- ・ 各部局1件程度
- ・ 1事業あたり5千万以上（目安）のソフト事業を対象
- ・ 先駆性を有し、本県の課題解決に繋がるものに限定
- ・ 枠総額 概ね6億円程度
- ・ 新規事業又は拡充事業

3 総合計画推進枠

政策的経費30%削減額×0.9

地方創生新型交付金を活用する場合は上記の2倍の要求可

- ・ 新規事業又は拡充事業

4 除外経費

財政課との協議により、次に掲げる経費として整理したものについては、以上の予算要求枠の対象外とする。

- (1) 職員給与費、退職手当、恩給費、執行機関等委員報酬
- (2) 公債費
- (3) 扶助費（国庫補助事業のみ）
- (4) 不動産投資償還金
- (5) 県税関係清（精）算金、交付金、還付金
- (6) 過年度貸付分利子補給
- (7) 普通建設補助事業（非公共・ダム事業）、災害復旧費、国直轄事業負担金
- (8) 準義務的経費
- (9) 特別会計繰出金
- (10) 特定施設整備経費、特定施策経費
- (11) 特定管理経費

(注)要求に当たっては、次の事項に留意すること。

- ・上記の枠のほか、枠配分経費について、予算査定の結果、減額になった額は協議のうち、次年度の政策的経費の見直し額に含めることができる。
- ・新規・拡充事業については、部局内で優先順位を付けること。
- ・総合計画に掲げる政策横断プロジェクトに係る事業について、特に優先的に取り組むこと。

その他の留意事項

1 国庫補助（負担）事業の取扱い等

国の予算の動向に十分に留意し、補助対象事業の範囲、補助率等を確認するとともに、特に次の点に留意すること。

(1) 超過負担のある事業については、国に対し強くその是正を求めること。

また、国は地方への関与の縮減を進めることとしているが、それによって新たな超過負担が生じることのないよう補助制度の改正の動きに十分留意すること。

(2) 国において既存の国庫補助（負担）事業が廃止・縮小された場合には、国庫補助（負担）金に替わる地方財政措置が明らかなものを除いて、原則として県事業も廃止・縮小すること。特に継続する必要があるものは、その必要性等を十分検討したうえで対処すること。また、国の経済対策等による基金事業については、必要に応じ、事業期間の延長や期間満了後の財政措置について国へ要請するとともに、その動向を注視すること。

(3) 消費税率引上げと併せ行う充実等その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、社会保障プログラム法第28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の効率化の動向を踏まえ、予算編成過程で検討することとなっており、特に国の動向に注視し、情報収集に努めるとともに、適切に予算計上をおこなうこと。

(4) 国庫補助事業については、法令を遵守し適正な執行を求められており、予算要求の段階から、国庫補助の対象経費の範囲については十分留意すること。

特に、事務費に関する国庫補助対象範囲については、会計検査院の指摘内容等を十分に確認すること。

(5) 本県の施策をより効率的に推進するため、各府省の予算や地方財政対策の動向を注視し、有利な財政制度の積極的な活用を図ること。

2 地方創生の深化のための新型交付金

地方創生の深化のための新型交付金については、現時点で、「先駆性のある取組」、「既存事業の隘路を発見し、打開する取組」、「先駆的・優良事例の横展開」を支援対象とされているところであるが、制度の詳細については未だ不明であるため、国の動向を特に注視するとともに、交付金を最大限活用できるよう施策構築を図ること。

3 部局間連携の推進

- (1) 各部局の業務の間にある課題に対してスピード感をもって対応するため、部局間連携の強化を図ること。
- (2) 関係課が複数にまたがる施策や、政策横断プロジェクトなどパッケージで打ち出すものは、類似事業の統廃合や連携強化による効率化などを関係課と調整を図った上で要求すること。

4 県債の取扱い

県債の充当率は、基本的に平成27年度と同様にすること。ただし、行政改革等推進債については、予算要求に当たって財源充当しないこと。

なお、地方財政対策の決定状況により、充当率が変更されることもあるので、関係課においては、財政課からの今後の通知に十分留意すること。

5 職員給与費その他

- (1) 職員給与費については、財政課において別途積算し指示するので、予算要求は不要であること。
- (2) 次に掲げる各種事業については、それぞれ関係課と調整を図った上で要求すること。

(事業項目)	(関係課)
・ 広報を中心とした事業	広報課
・ 新規システム開発、大規模システム改修事業	情報政策課
- (3) 会議等連絡費については、各所属において予算要求は不要であること。

6 債務負担行為の設定

複数年度にわたる補助金の交付決定や契約など、予算計上時点で予め翌年度以降にわたることが確実な場合は、債務負担行為を設定するなど、改めて、関係法令等に基づき、事業や契約の内容等に応じて適切に対応すること。

また、平成29年4月1日から履行開始が必要な契約に係る債務負担行為の設定についても、26年度当初予算と同様の考え方により対応することとしており、別途通知する委託料調の様式にチェック欄を設けるため、設定漏れがないよう十分注意すること。

7 予算要求状況の公表

平成28年度当初予算要求状況について、要求期限後に公表を行うこととしているので留意願いたいこと。

(以 上)